

## 十日町都市計画用途地域の変更（十日町市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の 高さの限度	備 考
第1種中高層 住居専用地域	約 57ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
第2種中高層 住居専用地域	約 9.9ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
第1種 住居地域	約200ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第2種 住居地域	約 22ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 7.6ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 4.0ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
商業地域	約 34ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
準工業地域	約174ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業地域	約 21ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
合 計	約530ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

十日町都市計画区域においては、昭和45年の用途地域の当初決定以降、社会情勢の変化に伴い、平成8年に用途地域の拡大、平成26年と平成29年に用途地域の変更を行い、良好な市街地環境の形成に向けた土地利用の規制・誘導を行ってきたところである。

今回、市の玄関口として魅力ある都市空間の形成を目指し、都市の新たな顔づくりに向けた市街地形成や活力を生み出す土地利用を誘導し、本市の目指すべき将来像の実現を図るため、用途地域の見直しを行うものである。